

地域指定年度	昭和 45 年度
計画策定年度	昭和 46 年度
計画見直し年度	昭和 52 年度
	昭和 61 年度
	平成 9 年度
	平成 20 年度
	平成 23 年度
	平成 29 年度

中之条農業振興地域整備計画書（案）

平成 29 年 9 月

群馬県吾妻郡中之条町

目 次	ページ
第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向.....	1
(1) 土地利用の方向.....	1
ア 土地利用の構想.....	1
イ 農用地区域の設定方針.....	2
(2) 農業上の土地利用の方向.....	3
ア 農用地等利用の方針.....	3
イ 用途区分の構想.....	4
ウ 特別な用途区分の構想.....	4
2 農用地利用計画.....	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	5
2 農業生産基盤整備開発計画.....	5
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	6
4 他事業との関連.....	6
第3 農用地等の保全計画	6
1 農用地等の保全の方向.....	6
2 農用地等保全整備計画.....	6
3 農用地等の保全のための活動.....	7
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	8
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	8
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	8
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	10
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策.....	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	10
第5 農業近代化施設の整備計画	11
1 農業近代化施設の整備の方向.....	11
2 農業近代化施設整備計画.....	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	13

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	13
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向.....	13
2 農業就業者育成・確保施設整備計画.....	13
3 農業を担うべき者のための支援の活動.....	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	14
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	14
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標.....	14
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策.....	14
3 農業従事者就業促進施設.....	14
4 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
第8 生活環境施設の整備計画	15
1 生活環境施設の整備の目標.....	15
2 生活環境施設整備計画.....	15
3 森林の整備その他林業の振興との関連.....	15
4 その他の施設の整備に係る事業との関連.....	15
第9 付図	別添
1 土地利用計画図（付図1号）	
別記 農用地利用計画	
(1) 農用地区域.....	
ア 現況農用地等に係る農用地区域.....	
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域.....	
(2) 用途区分.....	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

①地域の位置（範囲）

本町は、群馬県北西部に位置し、北は長野県と新潟県及びみなかみ町、東は高山村と渋川市、南は東吾妻町と長野原町、西は草津町に接する総面積43,928haの町である。昭和30年に旧中之条町、沢田村、伊参村、名久田村の一町三村が合併し、平成22年には六合村と合併して現在の中之条町となった。

②自然的条件

本町の北部一帯は1,500mから2,000mの山々が連なり、上信越高原国立公園の特別保護地域に指定された野反湖や河川沿いには群馬県を代表する四万温泉や沢渡温泉など数多くの温泉がある。

町には四万川と白砂川が北から南へ流れ、南東部の名久田川も吾妻川へ流れ込んでいる。

市街地は四万川と名久田川に挟まれた南東部の比較的平坦な地域に発展している。

気候は山間地で標高差があり、地域的な差はあるが山に囲まれた盆地状の地形であるため、比較的湿度が低く空気が乾燥しやすい内陸性気候である。また、県北部に位置するため冬期は寒く積雪も多い。

山林が総面積の約86%を占めるなど自然環境は豊かであるが、その反面平坦地は少ない。

③土地利用の現況

本町の土地利用の状況は、森林・原野が7,079ha（50.6%）、農用地が2,039ha（14.6%）、農業用施設用地が13ha（0.1%）、宅地が469ha（3.3%）、それ以外の地目が4,406ha（31.5%）となっている。

広大な山林はほとんどが急峻で、平坦地が少ない本町にあって、南部の約730haは都市計画区域となっており、古くから市街地が形成され、都市的土地区画整理事業がなされている。しかし、自然発生的な市街地形成であることから、住宅地、商業地、工業地が混在しており、市街地周辺では都市的環境基盤が十分整備されないまままで、農地や傾斜地まで宅地化が進展している。

中山間地域及び山間地域は、河川流域や山間の平坦地に集落や農地が点在しているため、一体的な土地利用が困難な状況にあるが、一方で観光的な土地利用も行われてきている。

農地については、土地改良事業などにより優良農地が確保される一方で、人口の減少や高齢化、有害鳥獣の被害による農地の荒廃化が見られる。

④人口及び産業の将来の見通し

人口は、平成27年現在で16,850人、世帯数は6,529世帯であり、人口及び世帯数は年々減少し、65歳以上の高齢化率は全国水準より高くなっている。

産業構造は特定の産業が牽引的な役割を果たす形ではなく、農業と林業、商業、工業、観光業の5業種が並立的・複合的に営まれているが、各産業とも社会情勢の変化などによりそれぞれ課題を抱えており厳しい状況にある。農業では狭い耕地、低い生産性、後継者不足などの課題を抱えている。

⑤建設、産業振興、地域開発計画による他用途土地利用の方向・基本的な考え方

市街地においては、都市的環境基盤を整えながら都市計画の用途地域に基づいた住、商、工が区分された土地利用が必要であり、中山間地域及び山間地域においては、生活環境を整えながら定住促進を図ると共に、農業や観光業などの産業振興に資する土地利用が必要である。山村特有の自然環境を保全するとともに、適切な規制と誘導により乱開発の防止につとめ、合理的で秩序あるバランスのとれた土地利用調整を推進していく必要がある。

⑥地域農業の近代化、地域農業生産の確保を図るために必要な農用地及び農業用施設用地の確保についての基本的な考え方

本町は、少ない平坦地に農地と宅地が集中する山間地特有の地理的条件から、優良農地の中にも既存の農家住宅等が混在している状況に加え、農業者の高齢化と有害鳥獣被害に伴う荒廃農地化などの問題が生じている。

このような状況下、計画されたは場整備事業は全て終了し、また用水路は、早くから整備されるとともに補修・改良なども行われている。これらを含め、整備され利便性が高められた農地で、かつ集団的に存在する優良農地については、今後も引き続き確保するよう努めていく。

一方農業者の高齢化や農業後継者の不足等に加え、有害鳥獣被害など農業をとりまく情勢の変化を背景に、集落区域内の農地、山林に隣接し日照等条件の悪い農地、あるいは傾斜地にあり近代化の図れない農地等については、国土保全の観点から農地としての利用に限らず他政策と関連づけた広い視野で土地利用を推進していく。

単位：ha、%

	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(H26)	2,039.1	14.56	12.5	0.09	7,079.1	50.55	468.7	3.34	30.5	0.22	4,375.1	31.24	14,005.0	100.0
目標(H37)	2,041.1	14.57	13.0	0.09	7,048.3	50.33	476.9	3.41	30.5	0.22	4,395.2	31.38	14,005.0	100.0
増減	2.0		0.5		△30.8		8.2		0.0		20.1		0.0	

(注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2039.1haのうち、a～cに該当する農用地約1,490.8haについて、農用地区域を設定する方針である。

なお、農用地区域内の農地のうち荒廃農地を除いた面積は、1,334.7haであるが、今後農業振興地域制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保等の取組を推進することにより、平成37年においては1,347haを確保することを目標とする。

a 集団的に存在する農用地

10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが困難な農用地。

- ・ 山林等に隣接し日照等に著しく障害があり今後も改善の望めない農用地、また、水利等確保が困難で今後も改善の望めない農用地、及び、傾斜地で近代的機械・設備の投入が困難であるなど今後も生産性の向上が望めない農用地。

主に沢田地区、伊参地区、名久田地区、六合地区 当該農用地面積 約548ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要のある土地について設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況山林原野については、農用地区域の設定はしない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

単位 : ha

区分 地区	農 地			採 草 放 牧 地			混 牧 林 地			農 業 用 施 設 用 地			計			森 林 原 野 現 況
	現 況	將 来	增 減	現 況	將 来	增 減	現 況	將 来	增 減	現 況	將 来	增 減	現 況	將 来	增 減	
中之条	(62.6) 67.5	(63.1) 63.5	(0.5) - 4.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.4	0.4	0.0	67.9	63.9	- 4.0	0
沢 田	(368.9) 425.4	(372.4) 374.0	(3.5) -51.4	0.0	0.0	0	0	0	0	3.2	3.3	0.1	428.6	377.3	-51.3	0
伊 参	(265.9) 280.7	(268.4) 269.1	(2.5) -11.6	0.0	0.0	0	0	0	0	0.1	0.2	0.1	280.8	269.3	-11.5	0
名久田	(332.1) 353.8	(335.1) 336.9	(3.0) -16.9	0.0	0.0	0	0	0	0	3.2	3.3	0.1	357.0	340.2	-16.8	0
六 合	(305.2) 329.4	(308.0) 308.9	(2.8) -20.5	34.0	34.0	0	0	0	0	1.0	1.2	0.2	364.4	344.1	-20.3	0
計	(1,334.7) 1,456.8	(1,347.0) 1,352.4	(12.3) -104.4	34.0	34.0	0	0	0	0	7.9	8.4	0.5	1,498.7	1,394.8	-103.9	0

(注) 1 資料：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査

2 () 内は、農用地区域内の農地のうち、耕地及び作付面積統計において定義する「耕地」の面積である。

イ 用途区分の構想

(ア) 中之条地区

当地区は、本町の南部に位置し、吾妻川沿いに東西に広がる平坦地である。標高は310mから400mの間に展開しており、本地域の中で最も低く、気候も温暖である。

水利条件については中之条・沢田用水及び間渉用水等が早くから整備されており、農道等の整備も完了している。

今後は、有効な土地利用を実現するため利用区分を明確化する一方、柴本地区や青山・市城地区など良好な条件を備え集団的に存在する農地は確保するよう努める。

(イ) 沢田地区

当地区は、本町の中央部に位置し、基本的には四万川の流域沿いに南北に広がる山間地で、標高は360mから800mとなっている。また、美野原台地及び折田地区という平坦でほ場条件も整備された集団的な農地も存在する。

平坦地は、ほ場整備と合わせ農道整備もほぼ完了し、灌漑用水の改修も行われた。今後も集積化を図り、生産性の向上を目指す。

一方中山間地域は、急傾斜地も多く、また有害鳥獣の被害にもさらされ、農地の荒廃化も目立っている。今後は、荒廃農地の再生に努めるとともに農用地としての条件を欠く農地は山林等他用途に転換するなど、更なる荒廃化の防止に努める。

(ウ) 伊参地区

当地区は、本地域の北東部に位置しており、標高は340mから830mであるが、その大部分が山間地であり農地は散在している。また大きな河川がなく農地の集団性に乏しく、傾斜地が多い。

担い手の高齢化や後継者不足も深刻で、地すべり地区が多く基盤整備事業等の立ち上げも難しい状況にあるが、用水路等の充実を図ることにより、農地の荒廃化を防止し、立地条件に応じた集積化と生産性の向上に努める。

(エ) 名久田地区

当地区は、本地域の東部に位置し、赤坂川及び名久田川沿いに農地が広がり、標高は340mから780mとなっている。

横尾地区では基盤整備事業が完了したこともあり、名久田川沿いの比較的平坦な土地ではほ場条件が整い、生産性の向上が期待される。一方、宅地化が進んでいる地区もあり、基盤整備実施地区との土地利用区分の明確な設定が必要である。

赤坂川沿いを含む山間地では、傾斜地が多く大型機械化が困難であり、荒廃化も進んでいる。今後は荒廃化を防止し、立地条件に応じた集約的農地利用と生産性の向上に努める。

(オ) 六合地区

当地区は、本地域の西部に位置しており、白砂川沿いに宅地、農地が点在する山間地域であり、標高は600mから1100mである。傾斜地で小集団の農地が多いため、農業近代化も難しい状況である。比較的農地がまとまっている田代原、梨木、暮坂、湯久保、世立、赤岩の6地区について農用地区域を設定する。いづれの地区も畑作中心の農業が行われているが酪農・野菜・花きを中心に、生産の増大、農作業の省力化及び効率化を図り、団地化を進める等、土地利用の高度化を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

現時点での構想は無し。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地区域内に含まれる農地1,456.8haのうち、396.1haが水田として、1,060.7haが畠として利用されているが、その大部分が山間地に点在する傾斜地の農地であり、基盤整備や大型機械化の困難な地域である。計画されたほ場整備地区は、平成12年の横尾地区県営ほ場整備事業の完了により終了した。

新規事業の掘り起こしについては、平坦地で農業の近代化が期待でき、生産性の向上が望める地域について進めていく。

山間地に点在する多くの農地については、農業者の高齢化による担い手不足に加え、有害鳥獣の被害も増加し農地の荒廃化が進んでいる。今後は、地域ごとの営農体系等を確立し、立地条件に応じた集団化と生産性の向上に努める。

(ア) 中之条地区

この地区は、水稻を中心の複合農業を行っている。地区南東部に位置する青山市城地区では、平成19年度から21年度まで農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による景観・生態系保全整備を実施し、平成25年度から26年度まで農業農村整備事業による農業用水路の改良を実施している。このように農業用水利施設が有する多面的機能について、広く地域に理解を求めながら整備を進めている。

(イ) 沢田地区

計画された基盤整備は終了し、中山間地域の特性を生かした農業を進めていく。

(ウ) 伊参地区

県営かんがい排水事業により整備された美野原用水の受益地を中心に集約的農業に取り組むなど、生産性の向上に努めている。一方、中山間地域では地域の特性を生かした農業を進めていく。

(エ) 名久田地区

地区内の農地のほとんどで、ほ場整備がほぼ完了している。今後は、農道やほ場等の施設の補修・改修による整備を図っていく。

(オ) 六合地区

山間地区であるが県営パイロット事業などにより、集団化された農地もある。基盤整備された地区では、酪農や野菜の生産、宿根草を中心とした花き栽培などが行われている。

2 農業生産基盤整備開発計画

現時点での整備開発計画は無し。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

山林は本町の総面積の約86%を占めているが、林業経営については経営規模が10ha未満の小規模林家が約64%となっている。また、大部分が農業との複合経営を行っており、林業振興と農業振興は一体的なものである。

林業経営は、輸入材との競合等により厳しい状況だが、林道や作業道などの林業基盤の整備、機械化などにより収益性の向上を図る。

また、特用林産物であるきのこ類についても、輸入や産地間の競合により価格が低迷し、生産量は減少傾向にある。そのため施設整備の充実、特産品の開発、流通対策を農林業諸施策と共に実施し、競争力をつけながら調和のとれた農林業の振興を図る。

4 他事業との関連

現時点ではなし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

中山間地域である本町は、河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地条件である。農地については、農業生産活動などを通じ国土の保全、水源のかん養、田園風景や農作業風景をはじめとする良好な景観の形成など多面的な機能を発揮している。しかしながら、農用地等の保全にあたっては、過疎化や高齢化による担い手の減少、猿やイノシシなどの有害鳥獣の被害等により、荒廃農地が増加している傾向にある。

このような状況の中、早い時期に農用地等の保全の方向を示し、その対策に乗り出さなければ、今後、本町の農地は荒廃農地化が進み、農地の更なる荒廃化を招きかねない。農作物等の農業振興事業だけでなく、農地の集積や利用権設定等による流動化を図り、農地利用に関する各種制度の積極的な活用を農業委員会等と調整し、農業生産と農地管理の両輪が機能しながら農用地等の保全対策を展開していく必要がある。

2 農用地等保全整備計画

現時点での整備計画は無し。

3 農用地等の保全のための活動

農地の有効利用のため、農地中間管理事業の実施を促進することとし、農地中間管理機構（群馬県農業公社）との連携の下に、普及啓発活動等を行うとともに、農業委員会・農協と協力し、農用地等の保全などの活動に取り組んでいく。また、遊休農地の利用意向調査等に基づき、各種補助事業による再生や、農地利用最適化推進委員等による自主再生活動を行い、優良農地の維持・保全に努める。

平成12年度に導入された中山間地域等直接支払制度については、第3期対策までが平成26年度まで終了し、荒廃農地の発生防止や将来に向けた農業生産活動の継続的実施、集落機能の活性化などに成果があった。引き続き、平成27年度より第4期対策に取り組んでいる。

また、平成26年度に導入された多面的機能支払交付金制度については、平成26年度では7組織298ha、平成27年度では17組織367ha、平成28年度では18組織375haが地域の共同活動を行い地域資源の適切な保全管理に取り組み、荒廃農地の発生防止や多面的機能の維持・更新、担い手農家への農地集積に成果があった。

平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策にも取り組みを始めており、農地・農業用水等の資源の保全に努めている。

有害鳥獣対策では各集落が電牧柵を設置し、大規模な施設については県及び町の補助、小規模な施設については町の補助を活用し、農地の保全に努めている。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源かん養や治山治水、二酸化炭素の吸収による環境保全などの公益的機能とともに、農業に対しても有益的な機能を有していることから、長期的な視点で農地と一体となった造林や育成を進める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり350万円程度、1経営体当たり550万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

當農類型については、本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な類型を以下のとおりとする。

個別経営体（中之条地区）

営農類型	目標規模	作目構成			戸数 (経営体数)	流動化目標面積
コンニヤク専作 41	600 a	コンニヤク 500 a	緑肥 100 a			22 300 a
コンニヤク複合	420 a	コンニヤク 300 a 雨よけトマト 10 a	スプルギク 10 a ソルゴー 100 a			39 200 a
果樹（リンゴ）	150 a	果樹 150 a				16
養豚専作	920 頭	種雌豚 80頭 育成豚 30頭	種雄豚 10頭 肥育豚 800頭			11
酪農専作	74 頭 1,200 a	経産牛 50頭 飼料畑 1,200 a	育成牛 24頭			6 1,000 a
野菜専作 (イチゴ+加工ナス)	55 a	イチゴ 35 a	加工ナス 20 a			45
花専作（スプルギク等）	110 a	スプルギク 50 a	ハナモモ 60 a			33
花専作 (シクラメン+アジサイ等)	50 a	シクラメン 20 a その他 15 a	アジサイ 15 a			2
水稻複合 (水稻+加工ナス)	290 a	水稻 250 a 作業受託 100 a	加工ナス 40 a			28 190 a
キノコ専作	32,000本	シイタケ 32,000本				12

家族経営（六合地区）

営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
花き+野菜	70 a	宿根草 20 a 紅花インゲン 30 a スイートコーン 20 a	5	
野菜専作	500 a	紅花インゲン 200 a 幅広インゲン 50 a スイートコーン 200 a キャベツ 50 a	2	
キノコ専作	20 a	まいたけ 50,000袋 エリンギ 12,000本	1	
繁殖和牛+野菜	760 a	繁殖和牛 30頭 飼料作物 500 a キャベツ 60 a	1	

法人経営（六合地区）

営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
酪農専作	2,500 a	経産牛 50頭 育成牛 24頭 飼料畑 2,500 a	1	
花き専作	100 a	宿根草 100 a	5	

「中之条町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」より抜粋

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

地域農業の振興及び活性化等を図るため、認定農業者など農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者、生産組織等担い手への農地の集積・集約化を促進する。また、増加傾向にある荒廃農地の解消、その他農業経営の基盤を強化促進するための施策を総合的に講ずることにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、本町農業の健全な発展を図る。

水稻作等においては、農作業受委託を促進するとともに、作業の効率化を図るため、農作業の共同化や機械の共同利用も促進する。

家畜排せつ物や稻わら・麦わらなどの作物残さ等の有機質資源のリサイクル、土壤・作物条件に応じたたい肥の施用、効率的な土づくりなど地力の増進を図るため、耕種農家と畜産農家が連携した資源循環型農業を推進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者及び今後認定を受けようとする農業者を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点指導を行う。また、研修会等を農業委員会や県など関係機関と協力し開催する。

農地の流動化の促進については、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業を活用し、農地の借入れ及び貸付けを促進するとともに土地利用調整を全町的に展開して、担い手に農地が集積・集約されるよう努める。

農作業の受委託については、平成16年度にあがつま農業協同組合が事務局となり、「あがつま農作業受託事業組合」が設立され、畦塗り、耕起・代かき、田植え、コンバイン収穫、乾燥・糾すり等が行われている。今後も需要拡大が予想されることから、担い手農家等も構成員に加え農作業受委託事業の一層の充実を図る。

農作業の共同化については、個別的なレベルで断続的に行われてはいるが、組織的かつ継続的な形での取り組みはようやく始められたというところであるため、今後は、農作業の効率化を図るため、より推進していく。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の発展母体として重要な位置づけを持っている。オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、耕種農家の求める堆肥を畜産農家が生産するというシステムを確立し、耕畜連携型農業による地力の維持増進を促進する。併せて、消費者が求めている、化学肥料を押さえた安心・安全な農産物の生産に努める。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

中之条町森林整備計画等と調整を図りながら、農業経営の規模拡大と効率的かつ総合的な農用地の利用を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本地域の立地条件に適した規模、あるいは生産性の高い自立経営の育成を目標に、省力経営を重視した農業近代化施設を整備する。また、地域の特性を生かした作目選定と生産団地形成をすすめ、主要作物の生産性の向上を図る。高付加価値化及び効率的な集出荷を目的とする生産関係施設の整備を進める。

○米

水稻の作付面積は約252haであるが、一戸当たり約25haと小規模農家が多く、専業農家においては複合経営の一部門として生産され、また兼業農家では、自家消費・縁故米として生産されている。品種は、コシヒカリ・ひとめぼれが中心であり食味評価の高い良質米が生産されている。今後は、高齢化・兼業化が進んでいることから、農作業受委託の促進や担い手への農地集積・集約を図り安定的な生産体制を図る。

自給的農家が多いことから、農協等へ出荷される量はごくわずかであるが、恵まれた環境から品質の良い米が生産されるため、直売所・道の駅等を活用した有利な販売や学校給食など地産地消を進めしていく。

○大豆

大豆の作付は約12haであるが、収益性が低いためほとんどが自家用加工原料に仕向けられている。農家個々の生産規模は極めて零細であり、大豆としての出荷は全くないが、自給率向上に取り組む一部の生産者では、味噌・豆腐・納豆等の原料として栽培し、付加価値を付け販売を行っている。製品としての生産技術面では、収量が安定しないことが課題である。

ブロッククローテーションなどによる大規模な作付が難しいため、生産性は低く、今後も生産の拡大は望めない。しかし、大豆加工技術を持つ組織の発展を支援し、より付加価値の高い製品の開発により、土地利用型作物の柱として定着させたい。

○ソバ

ソバの作付は約30haで、町の特産品として振興しており、町営そば打ち体験施設や直売所、道の駅等に出荷されている。荒廃農地対策としても、実績が上がっている。今後は、安定した生産量を確保するために、適期の播種・収穫を推進するとともに、町内そば屋に利用していただき、消費者に「おいしいそば」をPRしていく。

ソバの生産物は、一部が自家用、一部が加工され粉・麺として直売される外は町が買い上げ、町営のそば打ち体験施設やそば店で活用している。直売所・道の駅等での販売には限界があり、今後も町が支援する形の流通体制が中心となるが、荒廃農地対策としても有効な作物であり、新たな需要創出と需要に見合った生産・流通体系の確立が大きな課題である。

○コンニャク

生産者の高齢化及びコンニャク価格の低迷による収益の減少により、コンニャクの専作農家や栽培面積が1ha以上の農家は減少し、栽培面積1ha未満の農家が増加している。今後は、野菜・花きを中心とした園芸作物を取り入れた複合経営への誘導を行い、農業経営の安定を図ることが必要である。

生産されたコンニャクいもの大部分は農協へ出荷されているが、仲買業者への直接販売も増加傾向にある。今後は生玉販売だけでなく、精粉加工を推進し精粉入札販売の利用等、需給バランスを考慮した年間販売を推進する。また、持続性の高い生産方式「特別栽培」へ誘導し、契約販売等により価格の安定化を図る。

○加工野菜

現在はキュウリ・長ナス・白ウリ・ハヤトウリ・ミョウガ・フキノトウ・ウド・ショウガなどを主に生産しているが、高齢化の進行、有害鳥獣の増加、連作障害の発生等が原因でキュウリ・長ナス・ミョウガ・フキノトウについては生産量が年々減少している。今後は、各品目とも需給調整を行なうながら安定生産を図る。

一部の品目を除き、農協の農林加工工場へ出荷されている。ミョウガ・フキノトウ・ウドについては、市場出荷との併売を行っている。出荷時期が夏場に集中しているので、新たな品目の検討が必要である。

また、一部の生産者では無農薬・有機栽培等により付加価値を付ける取り組みを始めている。

○イチゴ

単価が高い品目なので高収益が見込めるが、促成栽培では施設・設備や暖房費の割合が大きい。防除面では、他地域に先がけて天敵等を利用した病害虫防除に取り組んでいる。今後は、省力化や低コストの方策を検討し、経営の安定を図る。

出荷時期は、促成栽培で11月下旬～5月頃、半促成栽培は3月～5月頃である。今後も、消費動向に即した生産と出荷規格の順守を図り、長期安定出荷による有利販売に努める。

○リンゴ

リンゴ栽培農家は16戸で栽培面積も多い。また古くから導入している農家も多いことから、その樹勢として巨木が見られるのも特徴である。現在は特産品として定着しているが、今後も果樹の中心として観光資源を活用した販売体制の整備を行うとともに、加工原料としての利用を図り、経営の安定を図る。

農家のほとんどが国道沿いの直売と宅配であるが、一部は農協や道の駅の直売所でも販売している。今後は、顧客の要望の多様化に応えるため、現在の10kgと5kg箱販売から、5kg箱を含め3kg箱といった小振りな贈答物への対応を行うなど、観光農業の付加価値を十分に生かすとともに、人気の高い品種への転換やりんご祭りなどのPRにより、安定した消費の拡大と価格にあった商品の販売を行う。

○ブドウ

リンゴ農家やコンニャク農家が、直売品目の拡大や経営の複合化を図るため導入されたが、栽培面積は少ない状態にある。今後は、栽培面積の拡大による産地化の確立を図る。

ほとんどが農家の沿道販売と宅配であるが、一部は農協や道の駅の直売所でも販売している。ブドウはリンゴのように特産品として定着していないが、生産量も増加傾向にあり品質の評判も良いため、今後は生産規模の拡大を図り、各種イベント等での販売を積極的に行い、地域特産品としての確立を図る。

○花き・花木

輪ギク・スプレーギク・枝物類を中心として栽培されている。キク類については、販売は比較的順調であるが、オオタバコガやアザミウマ類等による被害が拡大傾向にあり、この対策に苦慮している。また枝物類では、生産者の高齢化と市場相場の低迷により生産が減少している。

キク類については、出荷物の品質向上と共選共販体制の維持・強化により有利販売に努める。枝物類については、出荷規格の見直しを含め、現在の需要動向にあった規格で出荷を検討する。

六合地域では、山間高冷地の特性を活かした宿根草栽培を中心に、年間を通じ安定的な販売体制の確立を図るため、雨除け施設等の整備するとともに計画的な出荷体制を図る。

○酪農

酪農戸数は6戸と少ないが、一戸当たりの飼養頭数は増加しており、平均107頭程度である。生産目標は、一頭当たりの乳量7,860kgを目指している。

出荷については、農協100%の集出荷体系を維持している。夏の需要期の生産増や乳質改善、乳価低迷などが継続的な課題となっている。

自給飼料の完全確保を目指し、大型作業機械等を導入するとともに協業経営体を組織して効率的な酪農団地の育成を図る。

○豚

養豚農家も高齢化が深刻で後継者不足である。また、糞尿公害等など問題もあり戸数は減少している。生産目標は、肥育については枝肉量74.1kg／頭、歩留65%を目指している。

ほとんどが農協系統の集出荷体系をとっている。流通面では計画的な出荷と、事故率の低下などが課題となっている。

2 農業近代化施設整備計画

現時点での整備計画は無し。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農林業諸施策の有効適切な事業推進を実施することにより、農林業の総合的な近代化を促進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本町農業の担い手は、認定農業者を中心に構成されているが、高齢化の進行と新規青年就農者の少ない状況が続いている。新たな担い手の確保・育成が重要となっている。このため、引き続き認定農業者制度を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに新規青年就農者が経営や生産技術を効果的に習得できる支援体制の整備を図る。

また、新規青年就農者に限らず、40代～60代のいわゆる離職・定年による就農者の増加も見込まれるので、今後は農業の担い手として育成・確保することも重要である。そのため、幅広い年齢層の農業者がやりがいをもてる営農環境の整備に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

現時点での整備計画は無し。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

中之条町農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の趣旨に即した農業構造の改革（経営規模の拡大、新規作目の導入、生産組織の協業化・法人化、家族経営協定等）及び地域農業の活性化を図る観点から、地域における農業生産構造や生産目標を踏まえた地域農業の担い手として、育成・確保に努めるものとする。

特に、新規就農者及び就農希望者に対しては、就農関係情報の提供、研修先の紹介、近代化資金等の制度資金の紹介等、県や関係機関と連携した支援策を実施する。

また、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加を促進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町では林業と農業が複合的に営まれているため、林業の担い手は、農業の担い手と同様に育成・確保に努める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町の農家戸数は、平成27年現在1,292戸（農林業センサス）であり、平成22年と比較すると123戸減少している。専業農家は183戸で、兼業農家は1,109戸である。

本町の農業の振興は、専業農家はもとより兼業農家の農業所得の向上と農業生産基盤の整備による営農効率の向上により、農業経営の安定化に努めることが重要である。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

（1）就業意向等の把握及び就業相談活動の強化

県や農業委員会、農協、観光協会など関係機関と連携し、農家の就業意向を把握するとともに就業相談活動を強化し、農業従事者の安定的な就業の促進に努める。

（2）農産物販売の充実

農産物直売所や道の駅などを活用して販路拡大に努めるとともに、地産地消の促進を図る。また、生産・加工・販売を一貫した6次産業化による販売力向上を目指し、安定的な就業の促進を図る。

（3）地域資源の活用による新たな就業機会の創出

温泉など豊かな自然環境や歴史的遺産など地域資源を活用して、都市との交流（畑のレストラン、農業体験ツアー、農家民宿など）を促進する。そのために関係する温泉協会や観光協会、商工会などと連携し体制づくりを進め、安定的な就業の促進を図る。

本町は全般的に就業の機会が減少・低下傾向にあるため、全体的に安定的な就業の促進を図る必要がある。

3 農業従事者就業促進施設

現時点での整備計画は無し。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備及び林業の振興との整合性を保ちながら、農業従事者の安定的な就業を促進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町は、中之条地区と六合地区との情報網や道路など生活環境が十分ではないため、農村部では台風など自然災害や火災に対応できる地域情報網や交通網の整備が急務である。

快適な生活環境整備として、安全かつ快適な道路環境づくりに加え、水道未普及地域の解消及び水道施設の計画的な更新補修、公共下水道事業・農業集落排水事業・合併浄化槽など地域の実情にあつた汚水処理施設の計画的な整備を行うとともに、循環型社会づくりを目指したごみの減量化・再資源化・再利用・適正処理等を推進する。

また、稀薄となっている地域コミュニティー活動の維持継続や先人が築いてきた伝統文化活動などの活用による地域の活性化を図る。

2 生活環境施設整備計画

現時点での整備計画は無し。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の持つ多面的機能を活用した森林浴・森林体験など「体験できる林業」の実施に努めるとともに、美しい森林など「見せる林業」の景観整備を推進する。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし